

下松市民憲章推進協議会 サポーターの募集について（趣意書）

拝啓

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

下松市民憲章は、昭和44年11月3日、当時の下松青年会議所が中心となり、下松市制施行30周年を機に制定されました。市民憲章には、市民性の向上、お互いの幸せ、そして市民躍進の願いが込められています。

以来、当会では、市民憲章モデル団体への活動助成金の交付及び看板の設置、市内の公共機関を中心とした市民憲章パネルの設置、市内各行事に対する後援、助成等、様々な事業を展開しております。

現在、当会の事業は、加盟団体の皆様からいただいた会費及び下松市からの助成金を中心に運営しております。

加えて、平成24年度から、一人でも多くの市民が「市民憲章によるまちづくり」に参加することに意義があるという趣旨のもと、当会の「サポーター」を募らせていただいております。平成25年度から3年間は、サポーターの皆様からいただいた賛助金を活用して、中学生と地域の大人による「世代を超えて“市民憲章”を考えるフォーラム」を開催し、昨年度は、「市内ハイキング事業」の開催に活用させていただきました。今年度は、映画放映事業に活用させていただく予定です。

つきましては、出費多端な折、誠に恐縮ですが、趣旨を御理解の上、御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成30年5月

下松市民憲章推進協議会
会長 永田 憲男

下松市民憲章

(昭和44年11月3日制定)

わたくしたち 下松市民は

英知と 友愛と 勇気をもって

- ☆ きまりを守り 明るいまちをつくる
- ☆ 花と緑を愛し 美しいまちをつくる
- ☆ スポーツに親しみ 健やかなまちをつくる
- ☆ 生産に励み 豊かなまちをつくる
- ☆ 若い力を育て 伸びゆくまちをつくる

下松市民憲章推進協議会「サポーター」募集要項

◆名称

- ・下松市民憲章推進協議会 サポーター

◆賛助金（年間）

- ・500円

◆募集方法

- ・市広報で募集する。
- ・加盟団体を通じて募集する。

◆応募方法

- ・ 納入書にて応募

⇒市民憲章推進協議会事務局（市役所5階①番窓口）に設置してある納入書にて応募をしていただきます。賛助金納入は、納入書設置場所又は市内金融機関でできます。また、納付書の郵送をご希望の場合は、事務局までお問い合わせください。

◆賛助金の使途

平成30年度は、映画放映事業に活用させていただく予定です。

その他、

- ① 市民憲章モデル団体指定の拡充
- ② 市内公共施設に市民憲章パネルの設置
- ③ 既に設置してある市民憲章パネルの古いものを新しいものに変える
- ④ 市民憲章啓発物の製作
- ⑤ サポーターの皆様への市民憲章だよりの配付等に賛助金を使わせていただきます。

◆お問合せ先

〒744-8585 下松市大手町 3-3-3

下松市民憲章推進協議会事務局(市役所5階①番窓口:下松市教育委員会生涯学習振興課内)

TEL : 0833 - 45 - 1870

FAX : 0833 - 45 - 1865